

民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会 ～中間とりまとめ～概要版

背景・現状

<p>カーボンニュートラル／ネットゼロに向けた動き</p> <ul style="list-style-type: none"> パリ協定(2020年以降の温室効果ガス削減等)の採択 2050年カーボンニュートラル宣言や2030年度温室効果ガス46%削減目標の表明 	<p>都市を取り巻く社会情勢の変化</p> <p>ネイチャーポジティブに向けた動き</p> <ul style="list-style-type: none"> 昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択(生物多様性に配慮した都市計画に言及) 生物多様性国家戦略2023-2030の決定 	<p>Well-beingへの希求</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGsの一つとして全ての人々のWell-beingの促進が位置づけ 新型コロナウイルスを契機にWell-beingへの希求が加速化
<p>ESG投資等の世界的な広がり</p>		
<p>ESG投資拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界のESG市場は拡大しており、世界のESG投資残高に占める日本の割合は最大の成長率 ESG投資のうち、適切なリスク・リターンを確保しながら環境・社会・経済へのインパクト(効果)を意図して取り組む「インパクト投資」の一層充実が期待 <p><small>※「ESG投資」や「インパクト投資」は融資も含む</small></p>	<p>TCFD、TNFD開示に向けた動き</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFDやTNFDなど、企業による気候関連・自然 関連の財務情報を開示する動き TCFD開示は2022年4月以降、東証プライム市場上場企業に対して求められており、TNFDは2023年9月に、最終提言(ver1.0)を公表予定 	

グリーンインフラとして多様な機能を有する都市緑地の質・量の確保を官民で連携して一層推進



● **気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上** これらの課題に対して、緑地の持つ機能に新たな期待

事業や規制だけでなく、市場の原理で良質な緑地の保全・整備が進むようにするために民間の投資や活動を誘導するという観点が必要



国として取り組む必要性

都市の緑地のあるべき姿の提示と具現化への政策的誘導	都市の緑地の機能を活かし、地球、地域、人のそれぞれの課題に同時解決のアプローチを図ることが求められる。そのため、国際的・地域的な観点を踏まえ、人中心の考え方を取り入れつつ国が一貫した方針を目指すべき姿として示すとともに、制度を構築
世界目標に対する先導的役割	2050年までのカーボンニュートラル／ネットゼロや2030年までのネイチャーポジティブなどの国際的な目標の達成
投資促進に資する中長期的な方針の提示	国による中長期的な視点に立った国際的な認知の獲得、事業者や投資家にとって公共からの持続的な支援に対する期待や予見可能性を高めることによる国内外の市場からの安定的で中長期的な投融資の促進

評価・認証制度の仕組み

評価・認証制度として必要な事項	評価の視点・項目	評価の単位	対象地域	対象主体	
<p>使いやすく社会的に認知されていること(国際的な基準に合致、評価内容等の開示、柔軟な更新、科学的・定量的評価等)</p>	<p>地域の価値向上</p> <p>気候変動対策 生物多様性の確保 Well-beingの向上</p> <p>土地・事業に関する マネジメント・ガバナンス</p> <p>土地・地域特性の把握・反映</p>	街区単位を標準	都市計画区域内の都市緑地(樹林地、草地、人工地盤上の緑地、屋上・壁面緑化、農地等)	民間事業者(地方公共団体も含む)	
<p>評価・認証制度の枠組み</p>		<p>〇地域コミュニティの形成、にぎわいの創出等</p> <p>〇生態系ネットワーク・風の道の形成、レジリエンス向上等</p> <p>(気候変動対策)</p> <p>〇高木の植栽・生育、ヒートアイランド対策、暑熱対策、雨水の貯留浸透 等</p> <p>(生物多様性の確保)</p> <p>〇緑地・水域の保全と創出、階層構造の形成、希少種の保護、在来種の利用 等</p> <p>(Well-beingの向上)</p> <p>〇健康の増進、生産性の向上、ユニバーサルデザイン、安全・安心な空間、環境教育の実施 等</p>	<p>認証取得のインセンティブ</p> <p>〇関連する他の制度との連動</p> <p>本認証を取得することで、GRESBや環境省の自然共生サイト等の他の認証制度等を活用する際のメリットとなるような連動</p> <p>〇財政支援等の対応</p> <p>金銭的なインセンティブとしてコスト的なメリット及び認証取得後の緑地の整備等に関する技術的助言等の支援</p> <p>〇TNFD等への対応</p> <p>TNFD開示における不動産セクター等の説明ツールとしての活用</p>		
<p>国が第三者機関を認証制度含めてオーソライズした上で当該機関が評価・認証</p>		<p>〇維持管理計画の策定、モニタリング計画の策定、実施体制の確保 等</p> <p>〇土地・周辺地域の特性・成り立ちの把握・反映、行政計画等の把握・適合 等</p>			
<p>評価の対象</p> <p>①新たに緑地を創出する事業 ②既存緑地の質の確保・向上に資する事業</p>					
<p>評価のタイミング</p> <p>・事業の計画段階 ・継続的なモニタリング</p>					